

「WAKAYAMA WORKATION PROJECT」ウェブサイト再構築等業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

和歌山県（以下「委託者」という。）が構築し、現在公開中の「WAKAYAMA WORKATION PROJECT」（<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/020400/workation/index.html>。以下「既存サイト」という。）について、本県におけるワーケーションの推進に資する魅力的なコンテンツとして再構築するとともに、閲覧者・管理者双方の利便性を向上させることにより、ウェブサイト利用の活性化を図り、ワーケーションに関する情報発信機能を強化することを目的とする。

2 業務の名称

「WAKAYAMA WORKATION PROJECT」ウェブサイト再構築等業務

3 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

（1）ウェブサイト再構築（リニューアル）業務

既存サイトのコンテンツをレンタルサーバ上に再構築するとともに、閲覧者・管理者双方の利便性の向上を図るための一切の業務を行うものとし、当該業務を令和7年2月28日（金）までに完了するものとする。

なお、再構築完了後のウェブサイト（以下「再構築サイト」という。）は、委託者が運用するため、再構築サイトの管理機能にあっては、専門的な知識及び技術を有しない一般の県職員でも容易に操作可能なものとする。

ア 作業の内容

次の（ア）から（ケ）までの項目に掲げる作業を実施すること。

（ア）トップページの再構成

- ・（イ）で作成した新規ページのタブの配置
- ・レスポンシブウェブデザインに配慮した画面構成の見直し

（イ）新規ページの作成

- ・「ワーケーションモデルコース」ページの作成
- ・「和歌山におけるワーケーション実施手順」ページの作成

（ウ）検索機能の高性能化

- ・フリーワード検索等の実装
- ・複数の検索項目による掛け合わせ検索の実装

（エ）管理機能の利便性向上

- ・ホームページ更新システム（CMS）の導入
- ・ホームページ作成時における一時保存機能の実装

- ・公開日時管理機能（公開開始・終了日時の予約等）の実装
- ・アクセス数表示（アクセス分析ツール）の実装
- (オ) 既存サイトに登録されているデータ（ワークプレイスに関する情報等）の移行
- (カ) ファビコン（サイトアイコン）、バナーデザイン等の作成
- (キ) 専用ドメインの新規取得
- (ク) 被リンクの調査及び既存サイトからのリダイレクト設定
- (ケ) その他
 - ・上記の他、本県におけるワーケーションの推進に資する魅力的なコンテンツや創意工夫があれば独自に提案すること。

イ 機能要件

- (ア) 対応端末 パソコン、スマートフォン
 - a サポートOS
 - (a) パソコン Microsoft Windows 10以降、Mac OS 10.15以降
 - (b) スマートフォン Android 11以降、iPhone iOS 15以降
 - b サポートブラウザ
 - Microsoft Edge最新版、Google Chrome最新版、Firefox最新版、Safari最新版、Android標準ブラウザ最新版、iPhone Safari最新版
- (イ) 標準的なウェブブラウザにおいて適切に表示されるとともに、利用する端末に応じ、閲覧に最適な画面構成となるようにすること。また、スマートフォン、タブレット等の端末にも随時最適化されるレスポンシブウェブデザインとすること。
- (ウ) ユニバーサルデザインに配慮するとともに、日本産業規格「JIS X 8341-3:2016」（適合レベルAA以上）、「WCAG 2.0」等のウェブアクセシビリティに関する基準に可能な限り配慮すること。
- (エ) 閲覧者にとって視覚的に分かりやすく、かつ、魅力的な内容とすること。
- (オ) 印刷範囲の横幅がA4判の用紙に収まるようにすること。
- (カ) コンテンツを閲覧する際、専用ソフト（プラグイン）を必要としないこと。ただし、当該専用ソフト（プラグイン）の無料ダウンロードが可能な場合は、この限りでない。
- (キ) サーチエンジン最適化（SEO）を行うこと。また、メタ情報等を整備し、外部のSNS等にシェアされた際において適切に表示されるようにすること。
- (ク) 利用するレンタルサーバは、高アクセス負荷対策及びセキュリティ対策の観点から、信頼性が高く、かつ、バックアップ機能を有するものとする。

ウ セキュリティ対策

- (ア) コンピュータウイルス対策を講ずること。また、不正アクセス、サイバー攻撃、ウイルス感染、情報漏洩等のセキュリティインシデントが発生した場合は、委託者に報告の上、速やかに対応を行うこと。
- (イ) SQLインジェクション、コマンドインジェクション、クロスサイトスクリプティング、ディレクトリトラバーサル等の脆弱性への対策を講ずること。

- (ウ) ウェブサイト全体について、SSL通信 (httpsに限定する。) を利用すること。
- (エ) ウェブサイトの管理者画面は、特定のIPアドレスのみがアクセス可能とすること。
- (オ) 24時間365日監視のレンタルサーバ (バックアップ機能を有するものに限る。) を利用し、ウェブアプリケーションファイアウォール (WAF) 及び侵入検知システム (IDS) を導入すること。
- (カ) サービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27001 : 2013認証を取得していること。
- (キ) データセンターの運営事業者について、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク又は第三者である認証機関が認証する情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得している者であること。
- (ク) ホームページ更新システム (CMS) の利用に当たっては、次の対策を施すこと。
 - a セキュリティアップデートを定期的に適用し、最新の状態を維持すること。
 - b ファイル等に不必要な権限が付与されていないか、定期的にパーミッションを確認すること。
 - c 特定管理者を除く利用者がroot権限を得られないように設定すること。

エ その他

- (ア) 業務の実施に当たっては、不具合が発生しないよう事前に設計、テスト等を実施し、委託者の承認を受けた上で行うこと。また、変更内容を随時記録すること。
- (イ) ウェブサイトの運用上必要な全てのOS、ミドルウェア、ソフトウェア等について、サポート切れ及びライセンス違反にならないよう、適切に管理及び助言を行うこと。

(2) 試験運用・保守管理業務

- ア (1) の業務の完了後、令和7年3月21日 (金) までの間において、再構築サイトの試験運用を実施すること。
- イ アの試験運用の終了後、所要の調整を経て、令和7年3月31日 (月) までの任意の日に再構築サイトの外部公開を実施すること。ただし、外部公開の日は、委託者と受託者とが協議して決定するものとする。
- ウ (1) の業務の完了後、令和7年3月31日 (月) までの間において、アの試験運用及びイの外部公開に伴う保守管理を実施すること。

(3) 前各号に掲げる業務に付随する業務

- ア ウェブサイトの運用に関する委託者向けの操作手引書を作成し、再構築サイトの完成後、委託者に対する操作説明会を実施すること。
- イ 初期運用支援及びサーバ運用支援を実施すること。
- ウ ソフトウェアの更新は、ウェブサイトの公開を中断することなく実施するものとし、不具合が生じないよう、事前にテストを実施しておくこと。また、更新に伴うドメイン等のアドレスの変更が生じないようにすること。
- エ 再構築サイトの完成後、令和7年3月31日 (月) までの間は、システム障害等の発生時における迅速な復旧作業を無償で実施すること。

5 成果物

本業務の完了後、次に掲げる成果物を委託者に提出すること。

- (1) 業務完了報告書（作業項目単位で実績工数を記載したもの）
- (2) 設計書（基本設計及び詳細設計）
- (3) 試験結果報告書（テスト仕様及びテスト結果確認表）
- (4) 運用保守要件定義書
- (5) 操作手引書
- (6) ソースプログラム（実行可能なオブジェクトプログラムを含む。）
- (7) 打合せ記録簿

6 その他

- (1) 「和歌山県情報セキュリティ基本方針」（平成16年2月6日制定）、「個人情報取扱特記事項」、「安全確保の措置」に係る遵守事項」その他関係規程を遵守すること。
- (2) 本業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託（委任、準委任、請負その他の契約の形式を問わない。）しないこと。ただし、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容その他必要な事項を明確にした上で、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得ること。
- (3) 本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。本業務終了後も同様とする。
- (4) 成果物に係る所有権は、委託者に対する成果物の引渡しをもって、受託者から委託者に移転するものとする。
- (5) 受託者は、委託者による委託費の支払の完了をもって、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を委託者に無償で譲渡するものとし、委託者は、当該成果物を自由に再利用できるものとする。ただし、受託者から委託者に知的財産権を譲渡できないもの（オープンソースによるプログラム等）にあつては、書面により利用条件等を委託者に説明し、その同意を得ること。
- (6) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使できないものとする。
- (7) 受託者は、契約期間の満了又は契約の解除により契約が終了するときは、本業務につき適正な安全措置を講ずるとともに、委託者又は委託者の指名する者に対し、引継ぎに必要なデータを一般的なファイル形式により提供すること。なお、その調整等に係る一切の費用は、受託者が負担すること。
- (8) 令和7年4月1日以降の再構築サイトの運用（ワークプレイスに関する情報の追加、修正等）は、原則として委託者において行う。
- (9) 令和7年度以降においても、4の（1）の（キ）により取得した専用ドメインを継続して使用できるレンタルサーバの利用が可能であること。
- (10) 本業務の実施に関し疑義が生じた事項及びこの仕様書に定めのない事項については、委託

者と受託者とは協議して定めるものとする。この場合において、受託者は、委託者との協議の内容を書面（打合せ記録簿等）に記録し、委託者との間において相互に確認すること（電子メールにより協議する場合にあっては、この限りでない）。